

第四条 宗務総長は、直属教会の実情を調査し、適当と認めるときは、当該直属教会の指定を解除し、一般教会とする。

(願事・申請)

第五条 寺院に関する願事及び申請は、別に定める様式により、教務所長を経由して行わなければならない。

(寺籍簿)

第六条 宗務所に寺籍簿を置く。

2 寺籍簿には次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、関係書類の併置又は電子計算機への記録をもって代えることができる。

一 名称及び所在地

二 規則の承認、認証及び登記完了の年月日並びにそれぞれの番号

三 住職の氏名、任命及び解任の年月日

(過去帳等の整備・保管)

第七条 住職又は代務者は、教化基本条例（一九八五年条例公示第四号）第五条第二項の規定に遵拠して、当該寺院に備えている過去帳及び門徒名簿の整備保管に当たらなければならない。

(責任役員・総代)

第八条 寺院は、住職以外の責任役員及びその代務者並びに総代を選定したときは、速やかに届け出なければならない。

2 寺院は、代表役員以外の責任役員及び総代が欠けたときは、速やかに補欠者を選定し、欠けたことを証する書類を添えて届け出なければならない。

3 宗務総長は、責任役員又はその代務者（仮責任役員を含む。）及び総代が甚だしく不適任であると認めるときは、当該寺院に対して、その変更を勧告することができる。

第八条の二 代表役員以外の責任役員は、当然総代全員の同意により選定されたものでなければならない。

2 責任役員は、総代を兼ねることはできない。

(助言・相談)

第九条 条例第七条の規定により助言等を受けようとする寺院は、その事案についてあらかじめ教務所長と協議しておくものとする。

2 教務所長は、前項の協議により、必要と認めるときは、これを組織部長に照会するものとする。

第二章 住職・教会主管者及びその代務者

(責任役員・総代の同意)

第十条 住職又は代務者の任命申請書には、代表役員以外の責

任役員及び総代全員の署名押印を必要とする。ただし、非法
人教会の場合は、総代全員の署名押印とする。

(門徒の同意)

第十一条 候補衆徒を置いていない寺院であつて、次の各号の
いずれにも該当する場合は、住職任命申請の際、当該寺院に
所属する門徒の三分の二以上の同意を得なければならない。

一 住職が欠けているとき

二 第八条第一項及び第二項の届出が履行されていないとき

第十二条 削除

(寺族の代表者の同意)

第十三条 住職又は代務者の候補者が候補衆徒でない場合は、
第十条のほか、なお寺族の代表者が署名押印することを要す
る。

2 寺族の代表者は、住職又は代務者の任命申請に同意し難い
ときは、その理由書を教務所長に提出しなければならない。

3 教務所長は、前項の理由書が提出されたときは、紛議調停
委員会の調停に付することができる。

4 寺族の代表者が理由書を提出しないとき、又は前項による
調停が成立しないときは、教務所長は、事情を調査し、意見
を添えて任命申請書及び関係書類を提出しなければならない。

5 寺族が不在又は寺族の代表者を選定し難いときは、教務所
長は、事情を調査し、意見を添えて任命申請書及び関係書類
を提出しなければならない。

(住職任命の特例)

第十四条 宗務総長は、特別の事由があると認めた場合に限り、
申請によらず、宗務役員その他役職にある者を住職又は代務
者に特に任命することがある。

2 前項により任命されたものは、すべて兼務とみなす。

3 前二項のほか、特別の事由があると認めた場合を除き、兼
務住職又は兼務教会主管者を任命しないものとする。

(住職修習の特例)

第十五条 次の各号に該当する場合は、条例第十条第二項に定
める住職修習を行わない。

一 住職であつた者を住職に任命するとき。

二 兼務住職又は兼務教会主管者を任命するとき。

三 代務者を任命するとき。

(住職の任期の特例)

第十六条 条例第九条ただし書に定める寺院であつて、宗務総
長の承認を受けたときは、当該寺院の規則に住職の任期を定
めることができる。

2 前項によつて任期を定めたとときは、任期の満了した住職は、引き続き再任しない限り、速やかに所属を移転しなければならない。ただし、後任の住職が移転しないことを承諾したときはこの限りでない。

3 前項のただし書により承諾した住職は、その旨を宗務総長に届け出なければならない。

第十七条 削除

(代務者の任期の特例)

第十八条 代務者は、任命後に僧籍又は身分が移動した場合においても、なお任期は継続する。

(本務代務者・兼務代務者)

第十九条 住職でない者が、二以上の代務者を任命されたときは、先に任命されたものを本務、後に任命されたのを兼務とする。本務を任期満了その他の事由により退任したときは、順次最先の兼務をもつて本務とみなす。ただし、その者が住職又は所属寺の代務者を任命されたときは、任命の前後にかかわらず他の代務者は、すべて兼務とする。

(代務者の再任命申請)

第二十条 代務者の任期が満了しても、なお住職の任命を申請することができない事由が明らかであるときは、任期満了前

三月以内にその事由を具して、あらかじめ後任代務者の任命を申請することができる。

(副住職の申請・辞退)

第二十一条 寺院は、副住職の承認申請を行うときは、総代の同意を得なければならない。

2 副住職を辞退するときは、総代の同意を得て、宗務総長の承認を得なければならない。

(候補衆徒の申請)

第二十二条 寺院は、候補衆徒の承認申請を行うときは、総代の同意を得なければならない。

2 前項の申請書には、住職の卑属系統であることを証する書類を添付しなければならない。

3 条例第九条ただし書の規定による寺院にあっては、前項の書類の添付を省略することができる。

4 候補衆徒を置いている寺院が、やむを得ない事情により候補衆徒以外の者を住職の候補者として任命申請を行うときは、申請に先立ち第二十四条に規定する手続を完了しておかなければならない。

(候補衆徒の誓約)

第二十二条の二 候補衆徒の承認を受けようとする者は、次の

各号に掲げる事項を誓約しなければならない。

一 常に住職後継者としての自覚に立ち、僧侶の任務を全うすること

二 住職の指導を受け、住職の職務についてよく研鑽すること

三 住職を助け、その寺院の興隆発展に努めること

2 候補衆徒又は准候補衆徒の承認を受けた者で、教師資格を未だ取得していない者は、承認を受けた日から十年以内に教師資格を取得しなければならない。

3 前項に規定する期間内に教師資格を取得できなかった者は、候補衆徒又は准候補衆徒の資格を失う。

(准候補衆徒)

第二十三条 候補衆徒が副住職の承認を受けた場合に限り、その後継者となるべき衆徒に准候補衆徒の承認を与えることができる。この場合の資格及び手続は、候補衆徒の承認に準ずる。

2 前項により承認を受けた者は、候補衆徒が次の各号の一に該当する場合、その日をもって候補衆徒の承認を受けたものとみなす。

一 当該寺院の住職に任命されたとき

二 候補衆徒を辞退したとき

三 候補衆徒の資格を失ったとき、又はその承認を取消されたとき

四 死亡したとき

(候補衆徒等の辞退)

第二十四条 候補衆徒及び准候補衆徒の辞退は、総代の同意を得て宗務総長の承認を受けなければならない。

(候補衆徒等の復旧)

第二十五条 候補衆徒及び准候補衆徒を辞退した者を復旧しようとするときは、更に承認を申請しなければならない。その手続は、候補衆徒の承認に準ずる。

(欠格等)

第二十六条 条例第九条本文の規定により住職に就任した者であつて、住職が当該寺院規則において定めた姓と異なる姓を名乗り、又はその姓の系統を離れたときは、当然辞任するものとする。

2 前項の場合であつて、故なく辞任しないときは、宗務総長が差免することができる。

第二十七条 代務者を置かなければならない事由が消滅しても故なく退任しないときは、差免することができる。

第二十八条 副住職が重懲戒に処せられたとき、又は候補衆徒である副住職が候補衆徒の承認を取消されたときは、副住職の承認も取消されたものとする。

2 宗務総長は、副住職が不相当と認めたときは、その承認を取消することができる。

第二十九条 候補衆徒及び准候補衆徒は、当該寺院の規則に繼承を定めた姓と異なる姓を名乗り、又はその姓の系統を離れたときは、当然その資格を失う。

第三十条 宗務総長は、候補衆徒及び准候補衆徒が不相当であると認めたときは、その承認を取消することができる。

2 候補衆徒及び准候補衆徒が重懲戒に処せられたときは、その承認を取消されたものとする。

3 寺院は、候補衆徒又は准候補衆徒を住職の後継者として不適任と認めるときは、総代の同意により、候補衆徒又は准候補衆徒の承認の取消しを申請することができる。

第三章 坊守

(坊守籍簿)

第三十一条 坊守は、申請により坊守籍簿に登録する。

2 前項の申請書には、住職の配偶者であることを証する書類を添付しなければならない。

3 条例第二十條第三項に規定する坊守の坊守籍簿登録申請書には、坊守を選定したことを証する書類を添付しなければならない。

4 他の寺院に僧籍を有する者は、当該寺院の坊守籍簿に登録することができない。

5 坊守籍簿に登録されない者は、坊守の待遇を受けることができない。

6 坊守の資格を失った者がある場合は、当該寺院の住職の届出により、坊守籍を削除するものとする。

7 坊守の経歴を有する者であつて、坊守籍簿に登録されていない者を坊守籍簿に登録する必要があるときは、坊守の坊守籍簿登録申請に準じてこれを行う。

第三十二条 坊守籍簿は、寺籍簿に併置する。

2 坊守籍簿には次の事項を記載する。

一 氏名及び生年月日

二 配偶者の氏名

三 登録の年月日

四 坊守章の許可年月日

五 その他必要な事項

(坊守就任式)

第三十二条の二 条例第二十二条に定める任務を全うすること
を坊守自らが宣誓するため、真宗本廟において坊守就任式を
行う。

2 坊守就任式に関する必要な事項は、別に定める。

(准坊守)

第三十三条 候補衆徒及び寺族である副住職の配偶者は、准坊
守と称する。

2 前項のほか、特に必要があるときは、満二十歳以上の寺族
の中から選定した者を准坊守と称することができる。

3 准坊守の坊守籍簿登録申請は、坊守の坊守籍簿登録申請に
準ずる。

4 准坊守の待遇は、坊守の待遇に準ずる。

(坊守章)

第三十四条 坊守籍簿に登録された者は、坊守章を依用するこ
とができる。

2 坊守章は、古代紫色地同色天人唐草文様白威儀古代崩黄平
打紐付とする。

第四章 法人の手続

(設立代表者)

第三十五条 寺院の設立は、当該寺院の住職予定者をもって設

立代表者とする。ただし、非法人教会にあつては、教会主管
者代務者をもって充てることができる。

(設立に必要な書類)

第三十六条 条例第二十七条各号に定める書類中、次の各号に
掲げるものについては、当該各号に定める事項に留意しなけ
ればならない。

一 誓約書 設立予定者並びに責任役員及び総代予定者全員
の署名押印を必要とする。

二 資産の状況を示す書類 不動産にあつては、登記事項証
明書及び寄付証書を添えなければならない。

三 設立当初二カ年の収支予算書 過去一年間の収支計算書
を添付しなければならない。

(非法人教会の設立)

第三十七条 非法人教会の設立については、宗務総長の承認を
得なければならない。

2 前項の承認を求める申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。

一 設立理由書

二 御本尊及び御影安置承認願

三 誓約書

四 施設の状況を示す書類

五 門徒名簿

六 設立地付近の宗教情勢を示す書類

七 教会主管者の任命申請書

八 その他必要な書類

(教化施設の設置)

第三十八条 寺院が、当該寺院の所在地以外の場所に教化の拠点となるべき施設を設置しようとするときは、これを非法人教会とすることができる。この場合、一寺院について一施設とする。

2 前項の場合の教会の名称には、設立した寺院の名称を冠するものとする。

3 第一項のほか、新たに教化の拠点となるべき施設を設置しようとする者は、所属寺住職の同意を得て、あらかじめ当該地を管轄する教務所長の許可を受けなければならない。

(移転に必要な書類)

第三十九条 条例第二十八条各号に定める書類中、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める事項に留意しなければならない。

一 門徒の三分の二以上の同意を得たことを示す書類 当該

寺院に所属する門徒の数を明示すること。

二 現在の門徒の所属を示す書類 門徒の所属に異動があるときは、その事由及び門徒帰属引受書を添付しなければならない。

(移転の成立)

第四十条 寺院の移転は、その主たる事務所の所在地において移転の登記によって成立する。ただし、非法人教会については、宗務総長の承認の日とする。

(合併に必要な書類)

第四十一条 条例第二十九条各号に定める書類中、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める事項に留意しなければならない。

一 所属僧侶帰属予定書 僧侶の帰属しようとする寺院の住職の同意書を添付しなければならない。

二 所属門徒帰属引受書 門徒の帰属しようとする寺院の住職の承認書を添付しなければならない。

三 門徒の三分の二以上の同意を得たことを示す書類 当該寺院に所属する門徒の数を明示すること。

(解散に必要な書類)

第四十二条 条例第三十条各号に定める書類中、第三号から第

五号までに掲げる書類については、前条各号の規定を準用する。

(解散による門徒の帰属)

第四十三条 寺院は、解散しようとするときは、所属する門徒を他の寺院にあらたに所属させなければならない。

(解散の成立)

第四十四条 寺院の解散は、当該法人の清算終了の登記によって成立する。ただし、非法人教会については、宗務総長の承認の日とする。

2 前項の成立の日をもって寺籍又は教会籍を削除するものとする。

(解散の場合の住職の退任の時期)

第四十五条 寺院が解散の承認を受けたときは、清算の終了にかかわらず同時に当該寺院の住職は退任したものとみなし、当該寺院に属するすべての待遇はその効力を失う。

(任意以外の解散による帰属等)

第四十六条 寺院が任意以外の事由によって解散したときは、解散直前の住職又は代務者が、所属僧侶及び門徒のあらたな所属を示す書類を届け出なければならない。

2 前項の寺院であつて住職及び代務者のないときは、教務所

長が代わつてこれを行う。

(規則変更の特例)

第四十七条 条例第九条本文に規定する住職の卑属系統の姓を変更し、又は廃止しようとする規則の変更について、当該寺院の代務者により承認申請を行おうとするときは、住職又は寺族の代表者の同意書を添付しなければならない。

2 住職又は寺族の代表者が前項による同意書を提出しないときは、第十三条を適用する。

(仮代表役員等の選定)

第四十八条 宗務総長の承認を要する事項に関し、仮代表役員又は仮責任役員を選定したときは、その選定に関する議事録及び本人の就任承諾書を添付しなければならない。

(承認の効力)

第四十九条 寺院の設立並びに規則の制定及び変更その他法令又は規則に基づく宗務総長の承認は、承認の日から六十日以内にその履行手続を開始しないときは、効力を失うものとする。

2 承認の効力を失ったとき又は承認を受けた事項の履行を中止したときは、事由を具してその承認書を返納しなければならない。

3 承認書は、再交付を申請することができない。ただし、内容の一部変更及び承認の証明については、この限りでない。

(事業に関する規則の変更)

第五十条 寺院が事業を經營するために規則を変更しようとするときは、承認申請書にその事業に関する細則及び企画を添付しなければならない。

(財産処分承認申請)

第五十一条 寺院が財産を処分し、及び担保に供しようとする場合の承認申請書には、法令及び寺院の規則に定める手続きをしたことを証する書類のほか、競売に付する場合を除いては、なお相手方の買受証明書又は譲受証明書を添付しなければならない。

2 承認を受けた後において相手方を変更しようとするときは、承認書及び新旧相手方の証明書を添えて承認の変更を申請しなければならない。

(帰属引受書)

第五十二条 寺院の合併・解散等による所屬門徒帰属引受書には、その所屬しようとする寺院の住職の承認及び総代の同意を得なければならない。

(完了届)

第五十三条 寺院の設立、移転、合併及び解散並びに規則の変更に係る所轄庁の認証を得又は登記を完了したときは、当該寺院住職又は清算人は、遅滞なく宗務総長に届けなければならない。

2 代表役員又はその代務者の変更登記の完了及び行政区画の変更等による所在地の表示が変更したときも、前項と同様とする。

(被包括関係の設定)

第五十四条 他派において被包括関係を廃止し、本派の寺院となろうとするときは、本派との被包括関係設定登記をもって成立する。

2 前項の寺院の住職は、当該規則変更の承認の日をもって転属したものとし、本派の教師に補任された後、条例第十条に定める住職修習を受け住職に任命されるものとする。

3 第一項の寺院に所屬する住職以外の僧侶は、本人の願により、前項の承認の日をもって転属したものとみなすことができる。

(被包括関係の廃止)

第五十五条 寺院が法令の定める手続きを経て、本派との法人の被包括関係を廃したときは、本派から離脱したものとみなす。

し、寺籍を削除する。

第五章 補則

(表彰)

第五十六条 寺院に所属する僧侶又は門徒であつて、宗務総長が適当と認めるときは、別に定めるところにより感謝状を贈り又は文書によつて表彰することができる。

(生前論功)

第五十七条 住職又は前住職であつて、生前の功績が顕著であつた者には、褒賞を追贈することができる。

(別院の支院)

第五十八条 別院の支院であつた普通寺院であつて、なおその關係を持続するものを支院とする。

2 支院の住職は、宗務役員又は別院の職員について、申請によらないで任命するものとする。

3 支院とする事由が消滅したときは、その支院が別に寺号を有しないときは、寺号を付与し、及びあらたに住職を任命するものとする。

(権利義務の承継)

第五十九条 教会が寺院となつたときは、すべて教会に属した権利及び義務は、その寺院が承継するものとする。

(設立予定者の特例)

第六十条 住職を欠く寺院が宗教法人となろうとするときは、代務者をもつて代表役員とすることができる。ただし、その任期は、代務者の任期によるものとする。

(寺籍の削除)

第六十一条 未だ法人格を取得していない寺院であつて、住職及びその後継者を欠き、再興の見込みがないときは、その籍を削除することができる。

2 宗務総長は、第三十七条の規定により非法人教会設立の承認後、その教会が宗憲第七十一条に著しく逸脱した行為をするとき、又は法人格の取得ができないことがあきらかとなつたときは、承認を取り消し、その教会籍を削除することができる。

3 教務所長は、前二項のいずれかに該当するものがあるとき認めるときは、次の各号に掲げる書類を添えて、上申するものとする。

- 一 寺院の状況を示す書類
- 二 条件を証する書類
- 三 組長の意見書
- 四 僧侶及び門徒の所属を示す書類

五 その他必要な書類

附 則

- 1 この達令は、一九九一年六月三十日から施行する。
 - 2 寺院教会条例施行条規（一九五八年告達第三十号）は、廃止する。
 - 3 この達令施行の際、従前の規定により提出されている願書、申請書及び届書は、この達令により提出されたものとみなす。
 - 4 この達令施行の際、従前の規定により設置されている寺籍簿及び坊守籍簿は、この達令により設置されたものとみなし、その登載事項は、この達令によつて登載されたものとみなす。
 - 5 第五条に定める願書及び申請書の様式は、当分の間従前の規定により定められていたものを使用するものとする。
- 附 則（一九九二年五月二六日達令公示第五号）
この達令は、一九九二年七月一日から施行する。
- 附 則（一九九二年六月二六日達令公示第八号）
1 この達令は、一九九二年七月一日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により坊守袈裟の依用を許可されている者は、この達令による坊守章の依用を許可されたものとみなす。

附 則（一九九七年六月一三日達令公示第九号）

- 1 この達令は、寺院教会条例の一部を改正する条例（一九九六年条例公示第一号）と同時に一九九七年六月十八日から施行する。

2 この達令施行の際、現に副住職又は候補衆徒若しくは准候補衆徒である者は、それぞれこの達令による副住職又は候補衆徒若しくは准候補衆徒とみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定により候補衆徒又は准候補衆徒の承認を受けている者は、満十八歳に満たないものであつても、この達令による候補衆徒又は准候補衆徒とみなす。この場合、当該候補衆徒又は准候補衆徒が満十八歳に達したときは、第二十二條の二に規定する誓約をしなければならぬ。

4 この達令施行の際、現に候補衆徒の承認を受けている者であつて、教師資格を取得していない者は、この達令施行の日から十年以内に教師資格を取得しなければならない。ただし、この達令施行の際、満十八歳に達していない者については、達するまでの間その期間に算入しない。

附 則（一九九八年六月二四日達令公示第四号）
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（二〇〇〇年七月三日達令公示第一号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、現に非法人教会の教会主管者である者は、第十七条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（二〇〇二年六月二八日達令公示第一三号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により設置された教化の拠点となるべき施設は、この達令により教務所長の許可を受けたいものとみなす。

3 この達令施行の際、教化の拠点となるべき施設の設置に関する別段の定がある教区において、従前、その定により設置された拠点については、この達令により教務所長の許可を受けたものとみなす。

附 則（二〇〇四年六月二八日達令公示第一四号）

この達令は、二〇〇四年七月一日から施行する。

附 則（二〇〇五年六月二八日達令公示第七号）

この達令は、二〇〇五年七月一日から施行する。

附 則（二〇〇八年六月二七日達令公示第五号）

1 この達令は、二〇〇八年七月一日から施行する。

2 この達令施行の際、現に坊守簿に登録されている者は、この達令により坊守簿に登録されたものとみなす。

附 則（二〇〇九年五月一日達令公示第三号）

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（二〇一一年七月一日達令公示第六号）

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 従前の規定により坊守簿に登録されている者であつて、坊守章の依用の許可を受けていない者が、坊守章を依用しようとするときは、別に定めるところにより坊守章の依用を願ひ出なければならぬ。